

令和4年度第1回
新城市都市計画審議会
議事録

1 開催日時 令和4年11月8日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 新城市役所本庁舎 会議室4-1、4-2

3 出席委員 下表のとおり

4 議事 第1号議案「新城市立地適正化計画（案）について」

5 報告事項 1) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の見直しについて

役職	氏名	出欠
愛知大学 教授	戸田 敏行	出席
新城市社会福祉協議会 会長	前澤 このみ	出席
新城市商工会 副会長	加藤 栄志	出席
新城市農業委員会 会長	河合 勝正	欠席
新城市議會議員	佐宗 龍俊	出席
新城市議會議員	浅尾 洋平	出席
新城市議會議員	齊藤 竜也	欠席
新城まちづくりネット 理事	平野 とも子	出席
愛知県新城設楽農林水産事務所 所長	村山 義仁	出席
愛知県新城設楽建設事務所 所長	原 勝	出席
愛知県新城警察署 署長	藤森 一雄	出席

司会（都市計画課 課長 権田晃明）

本日の会議は、委員11名のうち、出席委員9名と過半数に達しておりますので、新城市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立することを報告させていただきます。

それではただいまから、令和4年度第1回新城市都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、都市計画課長の権田と申します。よろしくお願ひいたします。

都市計画審議会につきましては、新城市都市計画審議会運営要綱第5条にありますとおり原則として公開となっております。本審議会につきましても、非公開とすべき事由のないかぎり公開とさせていただきます。

また、本日は事前に送付させていただいた開催通知等にてお知らせさせていただきましたが、新型コロナウィルス感染症対策として配席の配慮、換気のための窓の開放、マスクの着用の徹底

を実施させていただいている。ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

でははじめに、戸田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

こんにちは。今日は立地適正化計画についてのご意見を皆さんからいただくことが次第になっております。今、国土形成計画を策定しつつあって昨日ちょうど委員会の3回目がありました。その中の一つの大きなテーマが地域生活圏。人口がどんどん減る中でどうやってこの地域を支えるのかというところでデジタルを使って、デジタル田園都市構想と言われますが、それが大きな課題になっています。いずれにしても人口減少下で地域をどう支えるかは非常に大きな課題になります。新城市においても、都市計画でどうやって地域を支えるかという計画になるので、広い観点でご意見をいただければと思います。特に新城市的場合は都市計画の法の範囲を超える地域を多く有しています。法の地域を超えて地域をどうするかという観点でもご意見いただきたいと思います。以上で冒頭のご挨拶とさせていただきます。

司会（都市計画課 課長 権田晃明）

続きまして、次第2に移ります。年度が替わりまして、委員に変更がありましたので新たに委員になられた方をご紹介させていただきます。新城市都市計画審議会条例第3条第2項第3号委員 新城市農林水産事務所所長小林敬委員にかわり村山義仁委員です。同じく第3条第3項第3号委員 新城警察署署長高原清人委員にかわり藤森一雄委員です。

続いて、本日の議事録署名者につきまして戸田会長に指名をお願いいたします。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

それでは、議事録署名者は、前澤委員と浅尾委員にお願いしたいと思います。

司会（都市計画課 課長 権田晃明）

議事録署名者に前澤委員と浅尾委員が指名されました。会議終了後、事務局にて議事録の作成をいたします。前澤委員、浅尾委員におかれましては、議事録の作成ができましたら、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次第3議事に入ります。戸田会長、取り回しをよろしくお願ひいたします。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

それでは、次第3の議事に入ります。本日ご審議いただきます議案は、第1号議案「新城市立地適正化計画（案）について」です。この議案について新城市より諮問されているとのことですので、都市計画審議会としての意見をとりまとめたいと思います。それでは、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局（都市計画課 主任 夏目治泰）

それでは、事務局から第1号議案「新城市立地適正化計画（案）について」ご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。説明につきましてはパワーポイントに沿って進めさせていただきます。

それではまず、立地適正化計画制度についてご説明させていただきます。

ご承知のとおり、我が国では人口減少と少子高齢化が進行しており、持続可能な都市経営を図ることが大きな課題となっています。このような社会的な背景を踏まえて、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が新たに創設されました。本制度は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能を誘導することで、コンパクトに集積したまちづくりに向けた取組を推進しようとするものです。

具体的には、「立地適正化計画制度のイメージ図」に示すように、居住を誘導する区域として居住誘導区域、都市機能を誘導する区域として都市機能誘導区域を市街化区域内に定めます。更に、都市機能誘導区域内に誘導する都市機能として、誘導施設を定めます。これらと合わせて、居住及び都市機能を誘導するための施策として、誘導施策を定めることで、コンパクティティの実現を推進します。

さらに、近年の気候変動による自然災害の頻発化・激甚化を受けて、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進するために、立地適正化計画に防災指針を定め、居住誘導区域内における防災対策と安全確保策を推進することになりました。

これらのことから、立地適正化計画は、財政・防災の両面から持続可能な都市構造を構築することを目指して策定するものとなります。

このまちづくりの考え方については、令和2年（2020年）3月に策定した第2次新城市都市計画マスターplanにも反映しており、「これからまちづくりの「キーワード」」に「持続可能なまちづくり」や「コンパクト+ネットワーク」を位置づけた上で、「まちづくりの方針」において集約型都市構造の形成を図る方針を示しています。

本市における集約型都市構造の形成には、市役所本庁舎周辺に定める「市の中心核」における市街地の形成が重要です。このため、本市では、市の中心核における市街地の形成を推進するために、令和4年（2022年）3月に新城市中心核のグランドデザイン2040を策定しました。

これらのことから、本市は新城市中心核のグランドデザイン2040の実現化を通じて「市の中心核」の拠点性を向上するとともに、本市の中心的な地域の人口集積や都市機能を維持・向上することで、集約型都市構造を目指します。

また、本市には、自然災害が発生した際に大きな被害が懸念される地域があるため、防災対策・安全確保策を推進し、防災性の高い居住環境を形成する必要があります。

以上を踏まえて、本市では、この立地適正化計画を、集約型都市構造の形成と防災性の向上の双方を推進することを目的として策定します。

次に立地適正化計画に定める事項について説明いたします。

立地適正化計画には、都市の現状や将来予測より課題を明確にした上で、どのようなまちづくりを目指すかという「まちづくりの方針」、実現に向けた「目指すべき都市の骨格構造、施策・誘

導方針」、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を示す「防災指針」、具体的な区域、施設として「誘導区域、誘導施設、誘導施策」の4つを定めます。

次にまちづくりの基本方針について説明をさせていただきますが、本計画におけるまちづくりの basic 理念及び将来都市像は、第2次新城市都市計画マスター プランを踏襲します。なお、立地適正化計画は都市計画マスター プランの高度化版であり、コンパクトシティを推進する役割を担うことから、本計画では本市の中心エリアとして「市の中心核」である中心地区と、「市の中心核」を補完する役割を担う野田地区・川田地区を一体とした地域を対象として、より具体的な将来都市像を定めます。

中心エリアにおいては、中心地区に「都市拠点」を設定し、市民の日常生活に必要な都市機能と賑わいの創出に必要な都市機能の立地の維持及び誘導を図ります。また、野田地区・川田地区には、「副次都市拠点」を設定し、日常生活に必要な都市機能の立地の維持及び誘導を図ります。これらを通じて、本市の生活利便性の維持・向上と賑わい創出に係る拠点を形成します。

また、本市の中心エリアにおける一定の人口集積を維持するために、都市拠点及び副次都市拠点に「居住誘導エリア」を設定し、積極的な居住の誘導を図ります。

これらを通じて、中心エリアにおける密度の高い市街地の形成を促進するとともに、都市拠点・副次都市拠点と地域中心核等を行き来する公共交通ネットワークを構築することで、市全域の暮らしやすさの維持・向上を図ります。

次にまちづくりの基本方針について説明をさせていただきますが、本計画におけるまちづくりの basic 理念及び将来都市像は、第2次新城市都市計画マスター プランを踏襲します。なお、立地適正化計画は都市計画マスター プランの高度化版であり、コンパクトシティを推進する役割を担うことから、本計画では本市の中心エリアとして「市の中心核」である中心地区と、「市の中心核」を補完する役割を担う野田地区・川田地区を一体とした地域を対象として、より具体的な将来都市像を定めます。

中心エリアにおいては、中心地区に「都市拠点」を設定し、市民の日常生活に必要な都市機能と賑わいの創出に必要な都市機能の立地の維持及び誘導を図ります。また、野田地区・川田地区には、「副次都市拠点」を設定し、日常生活に必要な都市機能の立地の維持及び誘導を図ります。これらを通じて、本市の生活利便性の維持・向上と賑わい創出に係る拠点を形成します。

また、本市の中心エリアにおける一定の人口集積を維持するために、都市拠点及び副次都市拠点に「居住誘導エリア」を設定し、積極的な居住の誘導を図ります。

これらを通じて、中心エリアにおける密度の高い市街地の形成を促進するとともに、都市拠点・副次都市拠点と地域中心核等を行き来する公共交通ネットワークを構築することで、市全域の暮らしやすさの維持・向上を図ります。

次に目指すべき都市の骨格構造についてですが、本計画では、第2次新城市都市計画マスター プランに定める将来都市構造の実現に向けて、下図のとおり都市拠点、副次都市拠点、居住誘導エリアを位置づけた目指すべき都市の骨格構造を設定します。都市拠点など地域コミュニティでの生活を支える拠点を確保することにより、将来にわたり本市全域における日常生活の利便性の維持を図ります。

市街化区域が狭い本市においては、農山村地域の保全も重要な課題ですが、鳳来総合支所周辺では「新城市鳳来総合支所周辺総合開発計画（基本計画）」を策定し、地域中心核としての取組みを進めているところであり、作手総合支所周辺では地域中心核としての整備が完了している状況です。また、各地域自治区では地域計画を策定し、市全域で地域コミュニティの維持と活性化に取組んでおり、地域中心核の整備や地域コミュニティの維持などについては他の計画で対応している状況です。

これらのことから、本計画では主に都市拠点・副次都市拠点・居住誘導エリアにおける取組みを推進し、新城市地域公共交通計画との連携によるコンパクト＋ネットワークのまちづくりに取組みます。

次に、「誘導区域について」説明いたします。

誘導区域とは、居住誘導区域と都市機能誘導区域のことをいいます。居住誘導区域は、一定の人口集積を維持するために積極的に居住を誘導すべき区域として市街化区域内に設定します。また、都市機能誘導区域は、各種サービスの効率的な提供やサービス水準の向上を図るために、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約する区域として居住誘導区域内に設定します。

それでは、まず、居住誘導区域に関して説明いたします。本市は、住民の約7割が市街化区域外に居住しているという特性があるため、市街化調整区域及び都市計画区域外に居住する方を含めて、全ての市民の生活利便性を今後も維持していくことが求められます。このため、本市では、都市機能及び公共交通が充実している中心エリアに居住誘導区域を設定することで一定の人口集積を維持し、都市機能及び公共交通のサービス水準を維持・向上することで、市全域における生活利便性の維持を図ることとします。

具体的な居住誘導区域の設定については、公共交通の利便性を鑑みて、鉄道駅及びバス路線の徒歩圏に居住誘導区域を設定することとします。

なお、公共交通の徒歩圏であっても、土砂災害特別警戒区域等の災害の発生が懸念される区域は、都市再生特別措置法や都市計画運用指針において居住誘導区域に含めないこととされていることから、本市ではこれらの区域を居住誘導区域に含めないこととします。土砂災害警戒区域については、都市計画運用指針において状況を鑑みて居住誘導区域に含めるか判断すべきとされていますが、本市では、近年、全国的に頻発化・激甚化する豪雨災害による土砂災害の発生状況を鑑みて、住民の安全確保の観点から積極的な居住の誘導は適切でないと考え、居住誘導区域に含めないこととします。

また、工業専用地域についても、都市計画運用指針において居住誘導区域に含めるか慎重に判断すべきとされています。本市では、良好な住環境の形成との整合の観点から、居住誘導区域に含めないこととします。また、工業地域についても同様に、良好な住環境の形成との整合の観点から、居住誘導区域に含めないこととします。

それでは、まず含める区域の公共交通の利便性の高いエリアについて説明をさせていただきます。

居住誘導区域に含める区域として、鉄道駅を中心に半径800mの区域と豊鉄バス・Sバスのバス路線を中心に両側に300mの区域を地図上に示すと、スクリーンの図のように青色の円で

示す区域と水色で示す区域が整理できます。これらの区域を公共交通の利便性が高いエリアとして取り扱いたいと考えます。

なお、ここで800mや300mという区域をお示しさせていただきましたが、この数字は国土交通省が策定している「都市構造の評価に関するハンドブック」で一般的な徒歩圏や誘致距離とされているものを参考に設定をさせていただきました。

次に居住誘導区域は市街化区域内に設定するため、先ほどの公共交通の利便性が高いエリアから市街化区域内の部分を抽出します。図上の赤い枠線が市街化区域のラインになります。そうすると、スクリーンの図に示す黒いハッチング部分のようになります。更に、このエリアから、居住誘導区域から除外する区域として、土砂災害特別警戒区域等の災害の発生が懸念される区域、工業専用地域等の居住の用途に用いることが望ましくない用途地域の区域を除外します。

そうしますと、最終的に定められる居住誘導区域の範囲は、スクリーンの図に示す黄色のエリアとなります。

次に、都市機能誘導区域の設定に関して説明いたします。都市機能誘導区域の設定にあたっては、市内のどこからでもアクセスしやすいこと、また一定規模以上の店舗等が建築できる地域であることに留意する必要があります。このため、本市では、本市の中心市街地であり本市のどこからでもアクセスしやすいエリアとして、「新城市中心核のグランドデザイン2040」の計画区域に都市機能誘導区域を設定することとします。また、アクセス性が高くかつ一定規模以上の店舗等が建築できる地域として、鉄道駅の徒歩圏かつ工業地域・工業専用地域を除く第一種住居地域以上の用途地域の範囲に、都市機能誘導区域を設定することとします。

まず、都市機能誘導区域の対象区域として、赤い太線で示す新城市中心核のグランドデザイン2040の計画区域、青の円で示す鉄道駅から半径800mの区域、工業地域・工業専用地域を除く第一種住居地域以上の用途地域を地図上に示すと、スクリーンの図のようになります。

次に、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定するため、都市機能誘導区域の対象区域から、先ほど設定した居住誘導区域内の部分を抽出すると、スクリーンの図に示すエリアのようになります。

なお、青塗りつぶしの円で示すエリアは、幹線的な公共交通の徒歩圏に含まれていませんが、一定規模以上の店舗等の建築が可能な同一の用途地域の区域が幹線的な公共交通の徒歩圏に含まれ、また、路線バス等の運行もあるため、一体的な区域として都市機能誘導区域に含めることとします。

以上の検討を通じて、本計画では、スクリーンに示す範囲を誘導区域に設定します。

次に「誘導施設について」説明いたします。

誘導施設とは、都市機能誘導区域内に立地すべき都市機能として設定するものです。誘導施設に設定した都市機能を都市機能誘導区域外に整備する場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合には都市再生特別措置法により届出が必要となります。

本計画における誘導施設の設定について説明いたします。

本計画では、「まちづくりの基本方針」において、「市民の日常生活の利便性の維持」と「中心核における人々の交流・賑わいの創出」を目指す方針を示しました。これに基づき、誘導施設の

設定は、「市民の日常生活の利便性の維持に係る都市機能」と「中心核における人々の交流・賑わいの創出に係る都市機能」に分けて検討することとします。

まず、「市民の日常生活の利便性の維持に係る都市機能」に関して説明いたします。本計画では、現況整理において市民の生活圏が本市を基盤としていることを確認しています。このため、市民の日常生活の利便性の維持は、既存の都市機能の維持により実現することが可能であると考えられます。

これらのことから、「市民の日常生活の利便性の維持に係る都市機能」として設定する誘導施設は、既存の都市機能の中から選定することとします。

既存の都市機能は、食料品スーパーや学校等の「周辺の住民を対象とする都市機能」と、市役所本庁舎や総合病院等の「全ての市民を対象とする都市機能」に分けることができます。このうち、「全ての市民を対象とする都市機能」は、多くの市民がアクセスしやすい必要があるため、中心部に立地することが望ましいと考えます。このため、既存の都市機能のうち「全ての市民を対象とする都市機能」に分類される市役所本庁舎、病院、福祉会館、生涯学習施設、保健センター、図書館、文化施設を誘導施設に設定します。

なお、「周辺の住民を対象とする都市機能」については、学校やコンビニのようにサービスを提供する範囲が限られている都市機能と、食料品スーパーのようにサービスを提供する範囲がある程度広い都市機能に分けられます。サービスを提供する範囲が限られている都市機能は、居住地域に広く立地することが望ましいですが、サービスを提供する範囲がある程度広い都市機能については、多くの市民がアクセスしやすいように中心部に立地することが望ましいと考えます。このため、「周辺住民を対象とする都市機能」のうち、中心部に立地することが望ましいと考えられる食料品スーパー、子育て支援センター、児童館、銀行等を誘導施設に設定します。

次に、「中心核における人々の交流・賑わいの創出に係る都市機能」に関して説明いたします。本市では、「新城市中心核のグランドデザイン2040」に基づく取組みを展開することで、中心核における人々の交流・賑わいを創出する方針としています。このため、「新城市中心核のグランドデザイン2040」に位置づける取組みより、中心核に立地を促す都市機能を誘導施設に設定することで、中心核における人々の交流・賑わいの創出を推進する必要があると考えます。これらのことから、本計画では、「新城市中心核のグランドデザイン2040」に位置づける「子育て支援や民間活力等を活かしたまちなか居住の推進」に関する施策より、「交流・子育施設」を誘導施設に設定します。

以上の検討を通じて、本計画で設定する誘導施設はスクリーンに示す通りです。

黒丸は現に立地しているため維持していきたい施設、白丸は立地を誘導していきたい施設になります。各施設につきまして、定義を資料1-1の49ページに記載しておりますので、適宜ご確認ください。なお、副次都市拠点には、日常生活に必要な都市機能として病院及び食料品スーパー、福祉会館、銀行等を誘導施設に設定します。

なお、病院につきましては本年度より市民病院の再整備の検討を始めています。まだ、方針決定はされておりませんが、市民病院については新城市的のみでなく、奥三河地域を含めた東三河北部医療圏における基幹的な病院としての位置づけもあります。都市機能としてはコアとなる施設

ですが、広域的な観点からすると、必ずしも誘導区域に立地していなければならぬことは言えないことから、市民病院を除いた病院について誘導施設に位置づけています。

次に「防災指針について」説明いたします。

防災指針とは、誘導区域内の防災対策を示したものとなります。居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び誘導を図るために、都市の防災に関する機能を確保することを目的に策定します。

ただし、本市においてはそもそも誘導区域が市域に対して非常に狭いことや、識者からの意見も踏まえ、幅広く指針を定めるように、都市計画区域を対象として整理を行いました。

また、居住誘導区域外の災害リスクが高いエリアに居住する市民を、防災集団移転等を活用して、居住誘導区域内の安全なエリアに誘導するといった対策も考えられるため、災害リスクの分析については、市全域で整理し、資料編へ掲載しています。

防災指針の対象区域とした都市計画区域で、災害リスクの高いエリアを重ねた図をスクリーンに示します。

都市計画区域における水害に関する災害リスクが高い区域として、豊川の河岸沿いに河川氾濫による浸水想定区域と家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫・河岸侵食）が指定されています。

また、土砂災害の災害リスクが高い区域として、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域も都市計画区域内で指定されています。

地震に関する災害リスクが高い区域について、中心地区及び野田地区・川田地区を対象に確認した結果、中心地区の一部で延焼危険度及び避難困難性が高い区域と、まとまった消火活動困難地域（平時）が確認できました。

また、川田地区の一部でも、まとまった消火活動困難地域（平時）が確認できました。

ここまでみてきたように、都市計画区域を対象に災害リスクを分析すると、水害及び土砂災害の危険性がある区域が確認できます。また、居住誘導区域内を対象により詳しく災害リスクを分析すると、地震に関する災害の危険性が高い区域が確認できます。これらのことから、本市では、都市計画区域を対象として、河川改修や建物の耐震性・防耐火性の向上と避難路・避難地の確保などのハード面の整備を進める一方で、確実な避難行動や非常時における避難所の円滑な運営等を実現するために、事前防災や復興事前準備の取組みを進める必要があると考えます。また、災害の危険性が特に高い区域に関しては、防災集団移転等を検討する必要があると考えます。

ここで、本市における防災指針は、都市計画区域内の防災対策を示したものであるため、本計画における防災まちづくりに関する取組みは、都市計画区域内を対象に推進することとします。

なお、本市では、都市計画区域外においても、災害の危険性が高い区域があります。そのため、都市計画区域外における防災・減災対策は、本計画とは別に防災担当と連携のうえ、検討を進めることとします。

以上を踏まえて、防災指針に基づく防災・減災対策については、本市が既に取り組んでいる施策に本計画で新たに位置づける取組みを加え、これらの施策を位置づけたいと考えます。

次に、誘導施策としまして、届出・勧告制度について説明させていただきます。

立地適正化計画制度では、誘導区域外における一定規模以上の開発行為・建築等行為に関して、届出・勧告の制度が設けられています。居住誘導区域に関しては、居住誘導区域外において 3 戸

以上の住宅の建築を目的とした開発行為等を行う場合に届出が必要になります。都市機能誘導区域については、都市機能誘導区域外において誘導施設を有する建築物を新築する場合等に届出が必要になります。

そのため、関係団体と連携の上、住民・民間事業者等に届出制度の周知が図られるよう、継続的な説明や資料の配布等に取り組みます。

また、計画書からは話がそれますが、今年度、届け出制度の内容をまとめた手引きや、周知しやすいよう簡易的なパンフレットの作成も予定していますので、補足させていただきます。

次に、「誘導施策（実現化施策）について」説明いたします。

誘導施策は、居住誘導区域に居住を、都市機能誘導区域に誘導施設を誘導していくための実現化施策です。

基本的な考え方は、「人口減少・少子高齢化が進行するなかでも、現在の日常生活の利便性を維持するために、中心エリアにおける人口集積及び都市機能の維持や市の全域から中心エリアにアクセスする公共交通の確保が必要であり、その際には、本市の災害リスクを鑑みたうえで、防災性を向上させ、安全な市街地形成に取り組むことが必要となります。」

誘導施策として、「居住の誘導」「都市機能の誘導」の視点、誘導施策を補完する他の施策として「公共交通の利用促進」「防災性の向上」の4つの視点からそれぞれ定めます。

なお、公共交通の利用促進については、新城市地域公共交通計画との連携を図る観点から、当該の計画に示す施策を本計画においてもそのまま位置づけます。

それでは視点の1つ目、居住の誘導に関する施策について説明します。

基本的な方針としては、中心エリアは、今後人口減少の影響で徐々に低密化していくことが予想されます。中心エリアの人口集積を維持するためには、地区外からの居住誘導が必要になります。そのため、施策として、居住誘導区域内への居住支援を実施します。

具体的な施策として、新規で2つ、継続で8つの施策を位置づけます。

1点目は「居住誘導区域内における不動産取得に対する助成制度の検討」として「居住誘導区域内に自らが居住する住宅を取得する世帯に対して支援措置を検討する」ものです。

2点目は「定住促進等の補助の検討」として「定住促進を図るため、居住誘導区域内で新たに住宅を取得し居住する方に対する補助金や子育て世帯に対する奨励金などを検討する」ものです。

3点目は「都市計画の変更」として「土地利用の状況や変化を踏まえて、必要に応じて用途地域等の都市計画を変更する」ものです。

4点目は「空き家への対策」として「新城市空家等対策計画に基づき、民間事業者等と連携した空き家対策を行う。また、空き家等対策総合支援事業等を活用した対策を検討する」ものです。

引き続き居住の誘導に関する施策となります。

5点目は「空き家・空き地等の流通の活性化」として「空き家等の流通促進に寄与する取組を行うとともに、低未利用土地権利設定等促進計画やコモンズ協定の活用についても検討する」ものです。

ここで低未利用土地権利設定等促進計画やコモンズ協定について少し内容の説明をさせていただきますが、低未利用土地権利設定等促進計画については「低未利用地の地権者等と利用希望者とを、市が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートし、土地・建物の権利設定等を含めて

活用を支援するもの」となります。また、コモンズ協定とは「協定制度を用いて、空き地・空き家を活用した地域コミュニティが必要とする施設の一体な整備・管理を支援するもの」となります。

6点目は「新城市空き家情報登録制度（新城市空き家バンク）の活性化」として「空き家等の所有者や利用希望者への情報提供を行う」ものです。

7点目は「空き家改修の補助」として「空き家を利活用するために必要な改修等に要する経費に対し、補助金を交付する」ものです。

8点目は「市内外に向けた本市の魅力・情報発信」として「市民が住み続けたい、市外から新城市に住みたいと思ってもらえるように、魅力や情報の発信を行う」ものです。

9点目は「住宅地開発事業の検討」として、「定住人口確保のため、駅周辺の利便性の高い地域において新規の住宅地開発を検討する」ものです。

10点目は「災害リスクの高い区域における住宅の集団的移転等の支援」として「災害リスクの高い区域から災害リスクの低い区域への移転等を、防災集団移転促進事業や都市防災総合推進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、支援する」ものです。こちらにつきましては、候補エリアの選定や地元住民との意見交換等、事業を実施する必要性の調査から実施します。

続いて、2つ目、誘導施設の誘導に関する施策について説明します。

基本的な方針としては、住民の日常生活の利便性を維持するために、中心エリアの人口集積を維持することで、既存の都市機能を維持するとともに、建替え等のタイミングで都市機能誘導区域内に移転するよう公的不動産や低未利用地を斡旋することで、都市機能誘導区域内における都市機能の増加や密度の向上を図ります。また、別途策定した新城市中心核のグランドデザイン2040に基づく取組みを展開することで、中心地区の拠点性の向上を図ります。

具体的な施策として、新規で7つ、継続で1つの施策を位置づけます。

1点目は「誘導施設の立地に対する助成の検討」として、「都市機能誘導区域内における誘導施設の新規立地、または都市機能誘導区域外から区域内への誘導施設の移転に対して、支援措置を検討する」ものです。

2点目は「交流・子育施設整備の検討」として「新城市中心核のグランドデザイン2040に基づき、中心核における「交流・子育施設」の整備を検討する」ものです。

3点目は「誘導施設の立地の検討」として、「誘導施設として定めた公共施設について、建替等を検討する際には公共施設等総合管理計画や個別施設計画などの関連計画と整合を図りながら立地誘導を検討する」ものです。

4点目は「高齢者・障がい者に配慮したまちづくりの推進」として、「中心エリアにおける高齢者・障がい者に配慮したまちづくりを推進するため、快適かつ安全な移動を確保するための施設・建築物の整備等をバリアフリー環境整備促進事業等を活用し、促進する」ものです。

5点目は「誘導施設の移転の支援」として、「誘導施設の立地誘導を図るために、施設の移転に際した旧建物の除却等の支援を、集約都市形成支援事業等を活用し行う」ものです。

6点目は「公共公益施設の誘導や整備の支援など」として、「都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導や整備、防災力強化の取組みを、都市構造再編集中支援事業等を活用し、支援する」ものです。

引き続き居住の誘導に関する施策となります。

7点目は「優良建築物等の整備の支援」として、「市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地利用の共同化や高度化等に寄与する優良建築物等の整備を、優良建築物等整備事業等を活用し、支援する。」ものです。

8点目は「都市計画の変更」として「都市機能誘導区域内に誘導施設や必要な都市機能が立地できるよう、用途地域等の都市計画の変更を検討・実施する」ものです。

続いて、3つ目、公共交通の利用促進に関する施策について説明します。

基本的な方針としては、現在は、自動車等により自力で移動することが可能であっても、今後、高齢化が進むと自分で自動車等を運転して移動することが難しくなる可能性があります。そのため、将来に渡り公共交通を維持するために、新城市地域公共交通計画に位置づける施策を推進することで公共交通の利用者の維持・増加に取組み、公共交通を持続可能な形で維持することを目指します。

具体的な施策は新城市地域公共交通計画の施策を推進します。既に策定済の計画の施策であるため詳細の説明については割愛させていただきますが、例えば、1項目目「地域共創型公共交通システムの適宜改善」や3項目目「各地域のSバスを見直し、地域に適した移動手段の確保」、15項目目「利用者にもわかりやすい公共交通案内表示」など、利用者の利便性を向上し、持続的に利用してもらえるように、施策を推進するものとなっています。

続いて、4つ目、防災性の向上に関する施策について説明します。

基本的な方針としては、居住誘導区域の延焼危険度及び避難困難性が高い区域や消火活動の困難性が高い区域では、建物の耐震性や防耐火性の向上や避難路・避難地の適切な確保により防災性を向上する必要があります。一方で、水害や土砂災害の災害リスクが高い区域では、安全性の確保の観点から、中長期的な視点で災害リスクが低い区域への転居を促す必要があります。

しかしこれらのハード整備を伴う対策には時間を要するため、避難計画の作成や意識啓発等のソフト対策を早期に実施していく必要があります。

本市では、ハード対策を主とした災害リスクの回避と、ソフト・ハードを併用した防災・減災対策による災害リスクの低減を総合的に組み合わせて防災性の向上に取組みます。

具体的な施策として、新規で2つ、継続で5つの施策を位置づけます。

1点目は「住民等の主体的なまちづくり活動の支援」として「地震に関する災害リスクが高い区域を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含めた住民等の主体的なまちづくり活動を、都市防災総合推進事業等を活用し、支援する」ものです。

2点目は「防災性の向上を目的とした基盤整備の検討」として、「地震に関する災害リスクが高い区域において、防災性の向上を目的とした基盤整備を検討する」ものです。

3点目は「マイ・タイムラインの普及・作成支援」として、「災害発生時における市民等の避難行動の確実性・安全性を向上するために、マイ・タイムライン（防災行動計画）の普及に取り組む。また、マイ・タイムラインの作成を促進するために、必要な情報提供や講習会の開催等に取り組む。」ものです。

4点目は「避難訓練等の開催の支援」として「行政区や学区、地域自治区等で行う避難訓練等の実施を支援する」ものです。

5点目は「住宅耐震化促進事業の推進」として「無料耐震診断を実施するとともに木造住宅の耐震化や取壊しの補助等を行う」ものです。

引き続き防災性の向上に関する施策となります。

6点目として「災害リスクの高い区域における住宅の集団的移転等の支援」は居住誘導施策の再掲になりますが、防災施策でもありますので施策として記載します。

7点目は「防災性の向上等を目的とした公共施設整備等の検討、推進」として、「公園やオープンスペースが不足している地域において、にぎわい創出と防災性向上の双方に寄与するよう必要な公共施設の整備を行ったり、避難路の確保の観点からも狭隘道路の解消に取組む」ものです。

次に、数値目標について説明いたします。

数値目標は、まちづくりの基本理念や将来都市像に向かって施策が効果を発揮しているのかを把握するために設定します。

今後計画の見直しの際にはこの目標値の推移も確認しながら、施策の強化を検討していきます。

数値目標については、誘導施策の視点に合わせ、「居住の誘導」「都市機能の誘導」「公共交通の利用促進」「防災性の向上」のそれぞれで設定します。

まず、居住の誘導に関する数値目標について説明します。

数値目標は2つ設定します。

「居住誘導区域の人口密度」と「居住支援の活用件数」です。

人口減少下においても居住誘導区域の人口密度を維持することを目標にします。

中心地区では、現況値が36.0人/haですので、令和14年で36.0人/haの人口密度を維持します。

野田地区では、現況値が38.1人/haですので、令和14年で38.0人/haの人口密度を維持します。

川田地区では、現況値が31.1人/haですので、令和14年で31.0人/haの人口密度を維持します。

なお、現況値につきましては令和2年の国勢調査結果をもとに、集計出来るデータが公表されましたら、現況値を差し替え、令和2年の人口密度の維持を目標値とすることを予定しています。

もう一つは、居住誘導区域内への誘導を進めるために、施策を展開していくので、その施策の活用件数を数値目標に定めます。

不動産取得への支援や空き家への助成など、年間30件の活用を目指します。

なお、人口密度の維持のためには、中心地区で1,359人、野田地区で203人、川田地区で105人の人口を維持・誘導する必要があります。

市としましては、支援策での誘導で30件×一世帯4人×10年間の1,200人、後ほど説明します防災に係る移転で10件×一世帯4人の40人、その他、交流・子育施設整備や情報発信などの誘導施策での維持・誘導で400人強を見込み、目標値の設定を行っております。

次に、誘導施設の誘導に関する数値目標について説明します。

原則としては、現在の中心エリアにある都市機能を維持することを目標とします。

中心地区は、交流・子育施設の新規立地を想定して+1種類。川田地区は今後開通する国道151号による需要増加を見込み、食料品スーパーの新規立地を想定して+1種類の目標とします。

次に、公共交通の利用促進に関する数値目標について説明します。

公共交通の利用促進に関する施策は、地域公共交通計画に定める施策を踏襲しています。

そこで、公共交通の利用促進に関する目標値についても地域公共交通計画に定める目標値を設定します。

令和14年において、JR飯田線駅利用者数は942,781人、小中学生の通学利用を除いたSバス利用者数を77,208人に設定します。

なお、これらの目標値は地域公共交通計画の目標年次である令和8年度の数値ですが、それ以後も目標値の水準を維持するという考え方です。

ただし、地域公共交通計画の改定により、目標値や内容に変更がある場合には必要に応じて見直しを行いたいと考えています。

次に、防災性の向上に関する数値目標について説明します。

施策としまして、災害発生時の被害を抑えるために、災害リスクが高い区域から低い区域への転居を促しますので、災害リスクが高い区域から居住誘導区域内の災害リスクが低い区域へ転居した件数を目標値として定めます。

計画期間の令和14年度までに累計10件の転居を目標値と設定します。

また、ソフト対策でも防災・減災対策を進めるため、マイ・タイムライン（防災行動計画）の普及率を目標値として設定します。

アンケート等により作成割合を把握し、目標値としては20%を設定します。

足早の説明であり、わかりにくい点もあったかと思いますが、以上が計画（案）の説明となります。

最後に今後のスケジュールについて説明します。

本日、都市計画審議会へ立地適正化計画（案）を諮問させていただきました。

今後は、11月24日から1ヶ月程度パブリックコメントを実施し、広く計画（案）について意見を募集します。年が明けまして1月になりましたら、計画策定に関して意見を頂戴している有識者会議を開催させていただき、パブリックコメントでの意見を踏まえた最終の計画（案）について、確認いただき、計画を策定します。2月初旬から誘導区域や誘導施設などの事前公表を行い、令和5年4月1日に計画書を公表することを予定しています。

以上が今後のスケジュールとなります。

説明につきましては以上です。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

第1号議案について内容説明が終了しましたのでご質問をお受けしたいと思います。ご質問のある方は、挙手をお願いします。

委員（新城市議会議員 浅尾洋平）

誘導地域と居住地域という形で考えての計画だと思いますが、例えばどのエリアからどのエリアに居住してもらう、というようなことなのか、もう一度説明をお願いします。14～16ペー

ジになるのかと思うが、地域で自分が今誘導地域にいる住民だとお金を出して居住地域に移らねばいけないのかという不安が出ると思うので、おさらいでご説明をお願いします。

事務局（都市計画課 主任 夏目治泰）

まず1点目、居住誘導区域に誘導するターゲットは、市内の居住誘導区域外に住まわれているひともそうだが、市外に住んでいる方も含めてとなります。ただ地域保全という考え方もあるのでもちろん地域を保全していただいて、市街化調整区域から豊川市や豊橋市を選ぶのではなくて新城を選んでいただけるような形を目指したいと考えております。

委員（新城市議会議員 浅尾洋平）

自分が誘導地域にいるかどうかがわかるエリア、またその人たちが居住するのに望ましいエリアがどこになるのかを教えてください。

事務局（都市計画課 主任 夏目治泰）

居住誘導区域と都市機能誘導区域については16ページの黄色と赤のハッチ部分がそれぞれの区域になります。立地適正化計画を定めることで、この区域に住まなければいけないということではなくて、長期的な目線で居住を誘導していく形なので強制力が発生して皆さんにご心配をかけるものではありません。

委員（新城市議会議員 浅尾洋平）

16ページで言うと、赤線ラインが都市機能誘導区域で黄色が居住誘導区域で、この中に住むことを推奨する計画だと認識してよいですか。

事務局（都市計画課 主任 夏目治泰）

住んでいただいて区域の密度を維持して都市機能が衰退しないようにしていきたいという計画です。

事務局（建設部 部長 天野充泰）

補足いいですか。新城の場合は市街化区域が小さいので比較的図・説明がわかりにくいのですが、豊川市、豊橋市といったもっと大きい地域をイメージしていただくと、同じ市街化区域でも広くなりすぎている状況のなかで、さらにしっかりとコンパクトシティを目指すという意味合いで立地適正化計画を作り、さらにしっかりと居住を誘導する区域を示していると。新城は市街化区域が市域の1.1パーセントしかないので、もともと設定する市街化区域がこれからも居住を誘導する区域とほぼほぼリンクしていると理解していたければいいと思います。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

他にありますか。

委員（新城市議会 佐宗龍俊）

浅尾委員が質問したのは、具体的に市民が居住誘導区域外に住む場合、立地適正化計画ができたときに自分は誘導地域にいかなければいけないのか、何をすればよいのか、という不安がでるということだったと思います。要は、この計画がどういうものなのかわかりづらい。理屈ではわかる、学問的・教科書的にはこういうふうにする、広い範囲にばつばつと住んでいるより、コンパクトシティにして狭い範囲で便利な生活ができるし行政も出費が減るということもわかります。ただこの計画を作つて出すことで、本当にこれを何年後に実現するものだと市民は受け取るんですがそうではありませんよね。都市再生特別措置法の設定で立地適正化計画が制度化されたことで新城市もそれに基づいてやっていくということで、理屈として新城で当てはめるところなどです、もしかすると将来的には理想としてこういう姿が市民の皆さんも利便性が高く行政もやりやすい。だけど実際には自分は誘導地域外で死ぬまで暮らしたいと思っている人も多いし、浅尾委員が言われたように、わたしはいつ移動しなければいけないのかと考えてしまう人がいるので、そういう誤解がないように、パブリックコメントで出す際にこの計画がどういうもので法的拘束力があるかないかなど、人口減少高齢化の中でこういう考え方でやっていくと新城でも理想的な行政の運営や地域の運営ができると考えて、現実的には難しいところもあるが、新城でもこういうことをやりましたというような本音を市民に表示しないと反対というか、市民にとっては何だこれという意見になってしまいます。そこをうまくやった方がいいと思います。わたしも委員として参加しながら、こんな実現できるはずないというのが本音ではあります。でもコンパクトに集積したまちづくりに向けた取り組みを推進しようという話であつて、何年後までにこれを実現しなければならないという話ではないし、将来的に新城市が消滅しないためにはこの計画が必要だということかもしれません。こういう部分を市民の方によく理解していただきないと市民の誤解が生まれるだろうし、せっかく一生懸命にやっていただいてもまったく評価されないという話になってしまうので、うまくやってほしいと思いました。

委員（建設部 部長 天野充泰）

佐宗議員のおっしゃるとおりで、決して強制的に今住んでいる方を誘導するものでなく、県外市外から新たに住んでくださる方に極力お願いしたいという思いです。委員が心配された市民の方が誘導区域に移らなければいけないというような誤解が生まれないように丁寧な説明をさせていただきたいと思います。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

新城市的場合は市街化区域がほとんど居住誘導区域となる。都市計画と立地適正化計画がぴったりというのは難しいのかもしれない。そういう意味では説明を丁寧にしていただきたい。市街化区域外もあれば都市計画区域外もある。全体として集まって住んでいるというのは一つのあり方であるし、先ほど説明があった市外から誘導していくと言う点においては重要だと思う。運用をよく考えていただきたいと思います。

他の意見はございますか。

委員（新城市商工会 副会長 加藤栄志）

さきほど佐宗委員や浅尾委員から市民への不測な混乱が生じるのではないという懸念が示されたが、この計画自体は市外からどう来てもらうか、市内の方が市外に移転するのを何とかしないといけない、そういうことが主眼だと思います。先ほどから拝見していて文言の書き方の中で防災指針の中で「防災集団移転等を検討する必要がある」とある。これは一歩先の課題の抽出だと思うが、この集団移転という文言が強制的なイメージにとられないかと。ここだけがピックアップされないように、きめ細かく説明していただくほうが、不測の混乱を招かなくてよいかと思いました。

事務局（建設部 部長 天野充泰）

ありがとうございます。この防災集団移転は直接的に立地適正化計画の施策とは関わらないが、この計画に条件として防災の計画をはめこむというのがあり、本市の場合、山を背負っている、市街化区域でないところで、今、土砂災害のレッドという縛りがある、そういう方々への対策も含めてこういったことを検討する方向が根底にあって、こういったところで集団移転という文言が出てくるのですが、やはり響きが少し心配であるということもよくわかりました。そのへんも配慮させていただきたいと思います。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

これだけを見ると言葉だけで、強い印象を受けるかもしれません。説明をしっかりとしていただきたいと思います。

委員（新城まちづくりネット 理事 平野とも子）

防災集団移転という言葉はどきっとする感じがあるのと、この場合にそういった方が持っている土地が売れないわけですよね、危ない土地となると。そうなると市が斡旋して代替地を提供するというような先の計画はそのような形になるのでしょうか。この話になったときにきっと皆さん疑問に思われると思います。

事務局（都市計画課 副課長 杉下成利）

昨今の自然災害を報道等で見聞きする中で、この制度はだいぶ昔から国の制度としてあるものですが、先ほど部長が話したとおり市内には山を背負っているところがあります。防災ハザードエリアに居住する方の安全確保を図る必要があるだろうと中で、国や地方公共団体が財政的支援を行って安全な場所に移転してもらうと、その中で一番重視するのがコミュニティを維持することです。せっかく地域でコミュニティが形成されているのに移転によってばらばらになることは好ましくないのでこの「集団」という言葉にあるように地区、またはある程度のコミュニティが図られるところで集団的に移転する、というのがこの制度です。先ほど平野委員からご心配あつたように、移転後の土地がどうなるかという点ですが、この制度では市がこの土地を買い上げま

す。売ることも可能ですが、基本的には市が土地を買い上げ、住宅団地などの移転先を公共で用意するというものです。これは移転するコミュニティの中で既存のマンションや賃貸を選択いただくことも可能ですが、基本的には住宅地も市が整備して移転していただくことで市民の安全を総合的にサポートするものになっています。

事務局（建設部 部長 天野充泰）

いずれにしてもそういう制度が国にありますので、それを活用できないかと合わせて検討したいという意味合いでこの計画の中にも入れさせていただいている。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

災害ハザードエリアから居住地に今回累計10戸ですか。数値目標は。立地適正化計画でこのようなことをやることはあまりないわけですね。

事務局（都市計画課 副課長 杉下成利）

立地適正化計画ではこのようなことをやるのは全国的にも事例がないので、これがもし進めば先進事例になるものと認識しています。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

危ないところが前提でありどこでも適用されるわけではない、きわめてリスクの高いところの移転が図られかつ意向が合えば現在の想定では居住誘導地区内にコミュニティを維持して居住するというものです。どういった形にできるかはありますが、必要性としては高いのではないかと思います。

委員（新城まちづくりネット 理事 平野とも子）

23ページの誘導施設について、交流・子育て施設を誘導施設に設定するとありますが、「交流」というのは具体的にどのような施設でしょうか。

事務局（都市計画課 主任 夏目治泰）

まだ具体的な施設を定めていません。昨年策定したグランドデザイン内の記載ではどの方をターゲットにするかは定めていませんが、子育て世帯や高齢者が交流できる施設をイメージしております。

委員（新城市議会議員 浅尾洋平）

この計画が下りていくときに市民が混乱したり何を言っているの、となってしまうことを心配しています。資料もしっかりとしていて感謝しておりますが、防災から誘導地域から子育て世帯の誘導など多岐に渡ってたくさんあるので、市民への説明会や市民の意見を徴収することが非常に大事になると思います。たとえば豊田市さんは計画を作る際に市民会議や地区への説明会を開い

ているので、そういう市民説明や誘導地域に住まれている方も含めて意見聴取に時間をかけたほうがいいと思いますがそのあたりいかがでしょうか。

事務局（建設部 部長 天野充泰）

さきほどからの市民の方が計画の中身に心配されるのではないかというところですが、現実的には、既存に住んでおられる方に強制的に何かを求めたり将来何かを考えてくださいというような、現在市内に住んでおられる方に対しての発信ではないというのが基本的であります。メインは外から来られる方や住宅開発をやられる業者さんに対して、市はあくまでも将来的にコンパクトシティを大事に考えているので、できるだけ市の決められたところへ建てるよう配慮してくださいという計画なので、個々に説明会をして市民に何かをお願いするものではないと思っております。計画の中で誤解が生じないようにしっかりとわかりやすい説明をしてまいります。

委員（新城市議会議員 浅尾洋平）

作手・鳳来エリアは今回入っていないが、7割の市民が市街化区域外に住むのでそういう方々に向けて別途計画があるということは伺ったと思うのですが、棲み分けというか不安がないような形で説明をした方がいいかと思うのでお願いいたします。

事務局（建設部 部長 天野充泰）

作手・鳳来の都市計画区域外に居住される方の不安をどのように取り除いて説明してあげるかというところですが、そもそもこの計画が都市計画区域に定めるもので、都市計画区域外さらに新城市におられる方に直接的に強制するものではありません。そのあたりを配慮してしっかりと説明していきたいと思います。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

そのへんの説明を計画書のあたまのところでしてもらうといいのかもしれないですね。

委員（新城市議会議員 浅尾洋平）

ぜひ区域外の人も安心できるようにしてもらいたいと思います。心配なのは、交通機関が重要なところについて、このあたりの地域では飯田線またバスがメインになるかと思うのですが、住むとか、利便性を高めるためには交通の便が良くないとなかなか住もうとか、ほかのエリアからこちらに住もうとか交流ができないと思います。そのあたりは計画では別途市の公共交通課にゆだねるようなことで書いてありそれはわかるが、本当にそこがリンクするのか、公共交通の利便性に関しては立地適正化計画がしっかりと実現的な計画としているのかが見えにくいので、どういう風に説明して整合性をとっていくのかというところのお考えがあればお聞かせください。

事務局（建設部 部長 天野充泰）

これから将来にわたっては公共交通が大事になってきます。新城の人口の7割の方は市街化区域外に住んでいます。公共交通を考える際、市全部のバランスを考えてとくに交通の不便な地域を配慮し逆にある程度駅に近いエリアは徒歩圏というエリアに設定しているその中で、何かを特化して進めるのでなく公共交通として市全体を見極めて進めることができると考えています。

委員（新城市社会福祉協議会 会長 前澤このみ）

公共交通会議に出席しておりますので、実際に今通っているSバスもあっちこっちの方角に来てほしいという話があって、それぞれの地域自治区の中でその地域の交通を考えるという市民の集まりをいくつか作っていて、Sバスの運行についてもかなりこれから地域の方が望むかたちでの運営をしていくということで、ちさとの地区は細かい資料が出ましたので、たぶんこれから手続きが進めば変わってくると思います。そうやって今住んでいるところで出てくる声をまず大事にしてやっていく、いっぺんに全部はできないけれど動き出している自治区からだんだん変わっていくと思います。逆に言ったら交通の声を聞かれたらせひそういうところに届けていただいてまた検討して、自治区の中には市民の方が大勢関わっておられるのでそういう方にご相談してみんなで変えていきみんなで利用していくかないと、バスは通ったけど誰も乗らないのでは公共交通は成立しません。できればみんなで利用を続けながら、市がずっと続していくといいねということも含めてのことだと思うので、立地適正化計画と交通計画は内容的には一緒にできないが、重ね合わせていくことでできるかと思います。

会長（愛知大学 教授 戸田敏行）

他にご意見はありませんでしょうか。

それでは質疑をこれで終了ということで審議会としての意見をとりまとめたいと思います。立地適正化計画はもともと都市計画区域を対象としてできた計画制度ですから、それを新城市に応用するとそのままではやや無理なところがあるのは事実です。しかしこれは国の制度で諸事業が関連しているのも事実です。新城市としてはこれを上手に使っていくのが正しいのではないかと思います。外部の人を誘導するような都市の拠点の作り方をするとか公共交通もしっかりと作っていくとか、そういうところに活用していくということがよく理解できる説明をしていただくのが重要である気がしました。個別には各委員のご意見がありましたら、全体として計画書自体に対する反対意見はなかったと思いますので、これから運用に関しては本日出た意見を踏まえて運用していただくことが重要ではないかと思います。

本審議会の取りまとめの意見としては、本日出た意見も付帯の意見としていただければと思います。計画案については妥当とさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

ぜひ事務局に今後運用・説明にあたっては留意していただくようお願いしたいと思います。

それでは本日の議事案件は終了いたしました。本日審議会に諮問された案件の決議報告につきましては文書作成ののち新城市長あてに報告提出しますのでご承知おきをしていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。審議運営にご協力いただきありがとうございました。

【議事終了】

4. 報告事項

- 1) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の見直しについて
・質疑等特になし。

5. その他

(閉会 午後3時)

以上、本議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名者はここに署名する。

令和4年 11月 8日

新城市都市計画審議会

会長

戸田 政行

議事録署名者

前澤 ニル

議事録署名者

浅尾 洋平